

令和四年（二〇三二）三月二十五日発行
『大倉山論集』第六十八輯抜刷
（公益財団法人 大倉精神文化研究所）

駿河今川氏による今橋城及び田原城の落城時期再考

小林輝久彦

駿河今川氏による今橋城及び田原城の落城時期再考

小林 輝久彦

目次

はじめに

一 常光寺王代記並年代記について

二 今橋城落城の時期について

(一) 今橋城築城の経緯

(二) 駿河今川氏の侵攻と今橋城主牧野古白の戦死

(三) 牧野氏の興亡と今橋城主の変遷

(四) 天文十五年の駿河今川氏による三河侵攻と今橋城
攻撃

(五) 天野景泰宛今川義元感状の解釈

(六) 「宿城」とは何か

(七) 崇孚は駿河に滞在していたか

(八) 崇孚は今橋城攻めの総大将か

三 田原城落城の時期について

(一) 田原城の築城の経緯

(二) 駿河今川氏による田原城攻撃の開始

(三) 田原城落城の時期についての通説と再検討

(四) 本多説の内容とその検討
おわりに

はじめに

相模後北条氏との抗争である河東一乱を和睦により収束させた駿河今川氏当主の義元は、父氏親が果たせなかった三河平定を目指して天文十五年（一五四六）、三河国に侵攻した。当面の敵は、河東一乱の時期に後北条氏と連携して今川領国を西方から脅かした田原戸田氏であった。三河侵攻に先立ち義元は、三河国衆らに調略の手を延ばし、自身に服従することを促した。これは田原戸田氏にも同様に促されたが、田原戸田氏当主の堯光とその父宗光及び同族の戸田宣成は、それぞれ田原城と今橋城に入城して籠城することで、義元に敵対した。

こうして今川氏は今橋城とそれに続いて田原城をも攻撃することになる。この攻城戦に係る一次史料は、義元の発給した感状を含めた多くの古文書が存在しており、その詳細が分かる。しかし他の城郭の多くがそうであるように、今橋城及び田原城がいつ開城又は落城したのかを記す一次史料はない。このため豊橋市及び田原地域の自治体史などは、関連する一次史料の考察に基づき今橋城は天文十五年十一月十五日に、田原城は天文十六年（一五四七）九月五日に、それぞれ落城したとし、これが通説となった。

しかし最近、大塚勲氏や山田邦明氏によりこの通説が再検討され、今橋城及び田原城落城の時期は通説よりもさらに下る時期であったと主張された。これには本多隆成氏による反論などもされ、いまだ定見には至っていない。

実は今橋城及び田原城の落城の年月日について記す同時代史料が別に存在するのである。これは早くからその存在が知られていたものの、今までは先述の義元の感状などの一次史料の記述からされる解釈と矛盾するということで、長らく顧みられることがなかった。しかし先学らの史料解釈は果たして妥当なのであるか。本稿ではまず改めてこの同時代史料の書誌学的考察を行うとともに該当部分を翻刻し、次に今橋城落城の年月日及び田原城落城の年月日に

ついで当該同時代史料と他の一次史料との整合性を考察することで、両城の落城時期について考えてみる。

一 常光寺王代記並年代記について

その同時代史料とは「常光寺王代記並年代記」という史料である。これは愛知県田原市堀切町の霊松山常光寺に伝存していたものである。常光寺は曹洞宗寒巖派の古刹で、京都の公卿烏丸資任を開基、遠江国敷知郡広沢（浜松市中区）の普濟寺開山華藏義曇の法嗣潔堂義俊を開山として応仁二年（一四六八）に創建されたと伝わる。残念なことに「常光寺王代記並年代記」の原本は、戦前に寺外に持ち出され、第二次世界大戦に戦乱で所在不明となった。戦後の調査により、宮内省図書寮編修官の是沢恭三が、図書寮の関係史料とともに東京郊外の浅川町に疎開させたが、昭和二十年（一九四五）八月一日から二日にかけて米軍により実施された八王子空襲に被災して焼失したことが判明している。¹

このほか「常光寺王代記並年代記」には、大正十二年（一九二三）に刊行された『渥美郡史』の編者の伊奈森太郎氏が常光寺蔵本から書写した写本があった。戦後に伊奈氏がその写本を常光寺に寄贈したが、現在常光寺には現存しない。この写本を底本としてガリ版刷りの翻刻本が昭和三十六年（一九六一）に常光寺から刊行されている。こちらはかつての自治体史にも使われるなど、従来底本として利用されてきた。また刊行されたことで入手しやすくなっている。常光寺が平成二十九年（二〇一七）年に再版した「三州堀切霊松山常光寺年代記」は、底本をこのガリ版刷りの翻刻本に拠り、さらに読み下し文と補注を施したものとなっている。

ところが別系統として、昭和四年（一九二九）に作られた副本が大倉精神文化研究所に存在する。これは昭和四年

三月から同十三年（一九三八）三月までの間、研究所の創立者である大倉邦彦が東京帝国大学史料編纂所内に副本作製部を設け、編纂所が全国から借り出していた史料のうちで、編纂所が副本を作成しないものの中から、極めて貴重で、研究所の研究に必要と認められるものを副本として作成したものである^②。当該副本は模写本であるが、常光寺蔵本から直接書写しており、虫損跡も写し取るなど謄写に近いもので、朱書で原本との校合も行われている^③。ただ文書の上に薄様紙を載せて字をなぞり、文字のかたちをそっくりそのまま再現した影写本ではない。このため「副本」からは、常光寺蔵本が自筆原本であったのか、写本であったのかは確認できる状態にない。近年その存在が改めて知られるようになり、研究者の間で少しずつ利用されるようになっていくが、まだ一部にとどまっている^④。

改めて両者を比較すると、ガリ版刷りの翻刻本には文字の一部脱漏が見受けられ、さらに異体字を当用漢字に改めるなどしており、必ずしも原本を忠実に書写していない。これがもとの写本自体の誤り又は修正なのか、ガリ版作成時にされた誤り又は修正なのかは、常光寺に写本が現存しないので検証できない。これに対し、大倉精神文化研究所の「副本」は、原本により忠実であると思われるので、本稿ではこれを底本とする。

次にその内容であるが、「常光寺王代記並年代記」は「王代記」と「年代記」に大きく分かれる。王代記とはさまざまな史書をもとに、神代から百二代までの天皇家の歴史を簡略にまとめたものである。これに対して年代記とは、開山以来の代々の住持が、寒巖派寺院の動静を中心に、三河・遠江そして京都周辺や駿河国を含めたできごとを書き継いだもので、江戸中期の享保三年（一七一八）をもって中断している。その後は簡単な覚書が数行記された後に、「明治元辰九月二十九日、天子江戸エ御通行、上下五万勢也、」の記述で終わっている。最近、「常光寺王代記並年代記」を地震や自然災害などの災害記録の側面からその記述を再評価した片桐昭彦氏は、「常光寺王代記並年代記」の史料学的検討も行っている。その結果、①「王代記」は後奈良天皇の在位期間である大永六年（一五二六）四月二十

九日から弘治三年（一五五七）九月五日までの間に一度まとめられ、次の正親町天皇の在位期間である弘治三年十月二十七日から天正十四年（一五八六）十一月七日の間にも加筆されたこと、②「年代記」の天文十年（一五四一）前半以前の記事は、常光寺三世住持の樹王是秀により記されており、この時期までに一度まとめられたこと、③その後天文十年から天正九年（一五八一）の四十年間ほどの書き継ぎは、少なくとも二人の手による断続的なものであること、④天正十年（一五八二）から慶長十年（一六〇五）までの記事は八世住持恩海祥君により加筆されたこと、⑤元和八年（一六二二）から享保三年（一七一八）までの記事は、少なくとも十一人によって書き継がれたことを明らかにした。そうして、樹王が生まれた文正元年以降の「年代記」の記事は、それぞれすべて書き継がれたことを明らかに

ことができ、伝聞・風聞記事などを除けば、記主が実際に体験したものとして信頼できるとした。^⑤

本稿で取り上げる、今橋城及び田原城の落城時期を記した「年代記」の記事は、いずれも片桐氏が記主不明とした時期の書き込みの部分に該当する。この間の常光寺住持は、四世の処山宗輔、五世の田翁秀耕、六世の山王俊徳、七世の委厳源察の時期に当たる。^⑥片桐氏が少なくとも二人の手による断続的なものとするのは、この四人の住持の誰が記録したのか分からないことからくるのであろう。しかしこれは片桐氏も言及しているように、天文十年後半から天正九年までの記事は、天文十二年、同十四年、同十九年から同二十三年、弘治元年と同二年、永禄二年と同四年から同十三年、元亀元年から同二年、天正元年から同二年、天正元年から同三年、天正五年から同六年、天正八年から同九年は



樹王是秀和尚頂相（部分・田原市常光寺所蔵）

年次のみで記事は記されていない。この天文十年から天正十年までの四十二年間の部分を大倉精神文化研究所「副本」を底本として翻刻すると以下のとおりである。なお「副本」にある、異字体を適宜現行の字体に、校合している朱書の部分は本文に取り込み、それ以外の朱書はそのままとした。■は原本が虫食いしている部分である。そして読点を付し、改行は適宜本文に追いつき込み、煩雑にならないように注意した。

【史料1】常光寺王代記並年代記

(原本、以下紙質ヲ異ニス)

常光寺之僧堂十月十八日立柱、霜月二日上棟之諷經祝也、同聖僧入堂、同廿六日作事納、番匠廿七日二下也、行定坐也、樹王秀禾上七十六才、

十二壬 弘法大師七百年也、定燈有八百也、同三月鬼宿吉日良辰常光寺之鎮守、社壇江御取入也、同花堂新造也、世上福祐、同霜月三日樹王禾上、伐ノ刻クニ御遷化、当山六世中山村心叟庵開発スル也、

十二卯癸

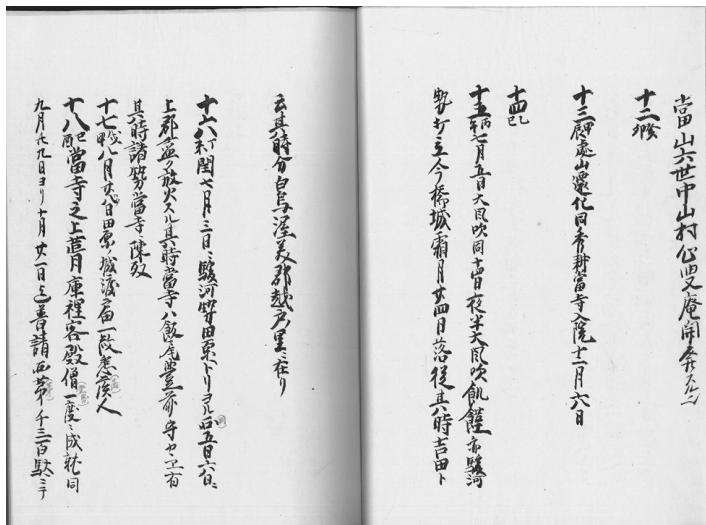
十三辰甲 処山遷化、同秀耕当寺入院、十二月六日、

十四巳乙

十五午丙 七月五日大風吹、同十四日夜半大風吹、飢饉、亦駿河勢打立今橋城霜月廿四日落、従其時吉田ト云、其時分白鳥渥美郡越戸ノ里ニ在リ、

十六未丁 閏七月三日ニ駿河勢田原ヘトリヨル、同五日・六日ニ上郡盡ク放火スル、其時当寺ハ飯尾豊前守カ、エ有、其時諸勢当寺ヘ陣取、

十七申戊 八月廿八日田原ノ城渡、戸田一紋悉落人、



常光寺王代記並年代記（部分・大倉精神文化研究所蔵副本）

吉田山六世中山村公史庵南春在

十一修

十三願遠山遷化自春耕當寺院七月六日

十四

十五初七月五日大風吹同吉田夜米大風吹飢饉赤鷲
勢打至今橋城霜月廿四日落後其時吉田

云其時自白皇淫及邪獄乃星在り

十六初閏七月三日駿河野田桑トリ元日五月六日

上郡並久松火火其時當寺人飯尾重吉守也二首

其時諸賢當寺陳歎

十七初八月廿日家撤源一政急疾人

十八當寺之上莖月庫裡各致僧一屋成院日

九月七日ヨリ十月廿日上普請西第千三百駄

十八西己 当寺之上葺、庫裏・客殿・僧（堂脱カ）一度ニ成就、同九

月廿九日ヨリ十月廿一日迄普請、同茅千三百駄ニテ葺畢

也、同葺師三（人）遠州ヨリ来、同十二月四日、雪齋同飯尾

豊前守同山田ニライテ当寺一宿、同五日ニ豊前守髮剃、

十九戌庚

二十亥辛

二十一子壬

二十二癸丑

二十三甲寅

弘治元乙

二辰丙

三丁 当四月初一日遠之普濟寺華藏禾上之百年忌時、天

林寺・嚴王寺ニ申渡様ハ、七月廿三日ノ早天ニ赤羽根嚴

王寺迄参リ在ンニテ、時ヲクイ嚴王寺ヨリ皆々ニ馬出、

并御影者御茶菓子共二一回ノ内出ルナリ、ユルスワ時ノ

坊主ノ間ナリ、浜松行前坂迄天林寺ヨリ皆々ムカイ馬参

ルナリ、其レヨリ大嚴寺ニ移、天林寺エ使僧ヤル、天林

寺之住持大嚴寺迄出ル、其ニテ吸物・酒有、其夜ワ大嚴

寺ノ振舞、明日ワ常光寺今大巖寺一同ニ振舞時過トキ、天林寺エ行、天林寺ニテ皆々振舞在リ、其晚ニワ龍谷ニ移、明日龍谷ニ振舞在、次普濟寺行、四十五日間野菜、天林寺ヨリ来ル、在レトモトラスワ時坊主間ナリ、亦退院之時モ皆々馬天林寺ヨリ前坂迄出ルナリ、当末山之衆典座普濟寺ニ可相勤了、

永祿元元戊午 八月廿八日 源察伝法了也、

二未己

三申庚 今川城義元打死五月十九日ナリ、氏真落人、戊辰家康遠州入、同十二月十五日引間ヘツク、

四酉辛

五戌壬

六亥癸

七子甲

八丑乙

九寅丙

十卯丁

十一辰戊

十二巳己

十三午庚

元龜元元辛未

二申壬

天正元
癸酉

二
戊甲

三
亥乙

四
子丙

三月朔日恩海上委嚴禾上ヨリ伝授也、

五
丑丁

六
丑戊

七
卯己

委嚴遷化、

八
辰庚

九
巳辛

十
午壬

三月十一日信長信州・甲州江打入、竹田勝頼父子・同名字一門之衆、兩國ニテ悉打ルナリ、其年迄信長天

下以事、十五年六月二日父子共ニ京中仁而打タル玉フ、安家知^{一明}十兵衛・小田之七兵衛二人シテ打也、彼兩人モ其

晩打ル、家康七月ヨリ甲州へ御入、関東衆向テ陣取、十月廿八日関東衆退、平安也、恩海東堂開、十月廿八日年

五十三歳ナリ、普濟寺客殿建立ナリ、

片桐氏は、天正十年以降の記事に出る恩海に敬称が付されず、その年の年齢も記されていることから、天正十年以降の記録者を恩海と比定している。しかし天正四年の記事も恩海が主語で、七世住持委岩源察から伝法の儀式を催行されたことを記しており、天正七年の委嚴の死去の記事も、これにより恩海が常光寺八世住持に就任していることからすれば、天正四年と同七年のいずれの記事も恩海由来の記事と考えることができる。さらにいえば、恩海は慶長十七年（一六一二）正月三日に八十三歳で死去しているから、逆算すると生年は享祿三年（一五三〇）で、天文十年か

ら天正九年までの期間に、恩海は十二歳から五十二歳に相当する年齢であった。恩海がいつ出家をして、どこで修行していたのか記録を欠くが、仮に常光寺で修行していたとすれば、この間の記事は恩海自身が地元の渥美郡において自ら見聞したことを、常光寺住持に就任した以後に一度にまとめて記したという可能性もあるのではないか。先述したように、この期間に年次の記事欠落が多いのはこれが理由ではないか。そうであれば本稿で取り上げる今橋城落城の時期及び田原城攻撃開始の時期ならびに落城の時期に係る記事についても、一次史料に照らしてそれが正確かどうかを検証する必要がある。次章ではまず今橋城落城の時期について、その築城時期まで遡り、その興亡の歴史を辿った上で考察していく。なお以下では「常光寺王代記並年代記」のうち「年代記」の部分を取り上げるので、この年代記の部分を「常光寺年代記」と表記する。

二 今橋城落城の時期について

(一) 今橋城築城の経緯

今橋城の築城の経緯については、通説では永正二年（一五〇五）東三河の豪族牧野古白が、駿河の今川氏親の意を受けて今橋のあたりに一城を築くにあたり、豊川の入道ヶ淵に臨む馬見塚の岡を城郭の適地として選定した。ところが当時馬見塚はこの地の豪族渡辺平内次の所領であったため、氏親は最寄りの吉田方三相の地に百二十貫文の替地を宛行つて平内次をそこに引き移らしめ、その跡の地に今橋城を構築させたものとされている。この通説については早くから疑問が持たれていたが、最近の大塚勲氏及び山田邦明氏の論証により、現在この通説は否定され、牧野古白は駿河今川氏の家臣ではなくて、一色右馬頭の家臣であったと考えられるに至っている。

この右馬頭は実名を清範といい、室町幕府大外様衆の一員であった。¹¹ 清範は足利一門一色氏一族であるが「尊卑分脈」など信用できる系図史料にみえず、残念ながらその世系は明らかでない。ただ「右馬頭」「右馬権頭」の官途名は一色氏宗家の範光―詮範―満範が名乗った官途であるが、満範の子義範以降は名乗らなくなる。そうすると満範以降に分出した庶家の可能性がある。三河国との関係は、嘉吉元年（一四四一）八月に「一色右馬頭」が三河国宝飯郡松原村（豊川市麻生田町）を押領したことが史料から確認できる。¹² この右馬頭はおそらく清範の祖父に当たる人物であろう。宝飯郡内にはこのほかにも室町幕府奉公衆五番衆の一色刑部少輔なども所領を持っており、渥美郡では同郡地頭職を一色宗家の義直が所持し、¹³ その実弟の兵部少輔義遠が在国支配していたものように、宝飯郡から渥美郡の一带はもと三河守護一色氏一門の勢力が盛んであった。¹⁴

しかし義遠は文明二年（一四七〇）十月に分領尾張国知多郡から三河に侵攻するなど、もと將軍近習でありながら応仁・文明の乱時の西軍としての精力的な活動が災いして大御所足利義政から帰参を許されず、続いて文明十年（一四七八）二月に義直が三河国について一切関与しないと誓文を幕府に提出したことで、¹⁵ さらに立場が悪くなった。結局義遠は文明十三年（一四八一）四月に渥美郡内で窮死し、飽海郷（豊橋市飽海町寺屋敷）の吉祥院に葬られた。¹⁶ そしてこの義遠の子か孫が、義直の死後に丹後国主に就任した左京大夫義有の跡式を相続して三河国を去り、丹後国竹野郡成願寺（京都府京丹後市丹後町）に移ったらしい。¹⁷

このちに渥美郡に入部して、同地を支配したのが右馬頭家の清範ということだろう。ただ清範は、新たに若狭武田氏の後援により丹後国に入部した一色五郎義清を補佐する立場にあり、¹⁸ このため清範は在京奉公していたと思われる。したがって三河国渥美郡及び宝飯郡の現地支配は古白が取り仕切ったものであろう。

渥美郡に隣接する遠江国では、明応三年（一四九四）から駿河今川氏の侵攻が始まっており、同五年（一四九六）

には遠江国東部を支配し、同八年（一四九九）には中西部にまで力を及ぼす勢いであった。²²この東方からの脅威に対抗し、渥美郡と東海道的重要な宿である今橋宿を守衛するために、清範の了解のもとに家臣古白が築いたのが今橋城と考えられる。

（二）駿河今川氏の侵攻と今橋城主牧野古白の戦死

渥美郡には宝飯郡から進出した牧野氏のほかに、尾張国知多郡から渡海してきた戸田氏という有力な武士団がいた。戸田氏は尾張国富田荘（名古屋市中川区）由来の一族で、富田荘から知多半島そして渥美半島に海を通じて勢力を拡大していたのである。応仁・文明期の戸田氏当主は戸田弾正左衛門宗光（沙弥全久）で、室町幕府政所執事伊勢貞宗の被官であったとみられている。「常光寺年代記」の文明四年（一四七二）の項に「七月廿二日入郡全久」と記されており、文明四年に宗光こと全久が渥美郡に入部したことを知る（はじめに大津に上陸し、のち良港のある田原に移ったと伝えられる）。

これは、渥美郡地頭職を代行して在荘していた一色義遠と申し合わせてのものであろう。この義遠の子孫が丹後国に転出して右馬頭家が渥美郡に入部すると、戸田氏は一色右馬頭清範を主君と仰いだらしい。戸田氏宗家は代々「光」字を通字としており、宗光は先述の伊勢貞宗の「宗」字を拝領していた。そして宗光の息男弾正忠憲光の「憲」字は清範の偏諱とみられる。本来であれば、「範光」の名乗りとなるが、これでは一色氏宗家の先祖の範光と同字となる。このためこれを避けて同音である「憲」字を用いたものと思われる。

しかし永正期に入ると戸田憲光は駿河今川氏に与同するようになる。そして永正三年（一五〇六）八月、今川氏親は奥三河作手郷の国衆奥平貞昌に書状を遣わし、（今月）十六日に三河に出馬するので、「田原（戸田憲光）」と申し

合わせて軍勢を動員するように命じている。²³ 今川氏は八月二十五日には三河・遠江の境目である本興寺（湖西市鷺津）に禁制を出しているので、これ以前に今切の渡（浜松市西区舞阪町・新居町）を押し渡り、三河に乱入して今橋城を包囲したようである。氏親に従軍した伊勢宗瑞は、九月二十一日付で信濃国松尾（長野県飯田市）の小笠原定基に書状を送り、今川氏は今橋城の「要害」を悉く引き破って「本城」を囲む「堀岸」にまで到達してそこに陣取ったこと、さらに十九日には「端城」に押し入り、これを占領したことを記す。そして今橋城を落としたら重ねてお知らせするとしている。²⁴

続く十月十九日付の定基宛書状で宗瑞は、今橋城は今日か明日かには陥落するだろうと記すも、古白はさらに二週間あまり抵抗を続けて、落城したのは十一月三日夜のことであった。²⁵ 古白始め子や孫などの一族六・七十人が戦死し、牧野一族は壊滅的な被害を受けたのである。

（三） 牧野氏の興亡と今橋城主の変遷

古白戦死後の今橋城は、戸田氏に与えられたと思われる。しかし永正五年（一五〇八）十月の今川氏の三河国敗退を受けて、憲光は今川氏と距離を置くようになる。永正六年（一五〇九）に比定される今川氏親書状によると、田原弾正（憲光）の兄弟は、この数年当方を頼って来たので、度々助力してきたが、近頃は敵方に心を合わせている。これについては何らかの措置を講じるつもりだ、と述べている。²⁷ これは翌年から遠江国で始まるもと遠江国守護斯波義達の反攻作戦に、戸田氏が与同したのだろう。しかし永正十四年（一五一七）八月、遠江国引間城（浜松市元城町）に籠城していた義達は開城して降伏した。義達に呼応して船形山城（豊橋市雲谷町）を今川方から奪取・占拠していた憲光は、今川氏に責められて落城し、²⁸ 余勢を買った今川氏は渥美郡内まで侵攻した。²⁹ この戸田氏の敗退に乗じて牧

野氏は今橋城への復帰を果たしたらしい。永正十七年（一五二〇）頃に比定される八幡宮社（豊川市国府町）造営の奉加帳に「今橋三百疋平信成（花押影）」と見える。³⁰この信成は古白の孫とみなされている。³¹

信成は大永七年（一五二七）三月、連歌師の柴屋軒宗長を今橋に迎えて連歌会を張行しているのが史料の終見で、代わって史料に表れるのが牧野田兵衛尉成敏である。しかし成敏も天文五年（一五三六）十一月に、豊川を隔てた今橋城の対岸にある聖眼寺（豊橋市下地町）に下地郷の土地を寄進しているのが史料の終見である。

こののち天文十三年（一五四四）十一月に連歌師の宗牧が三河を通過した折、先述の信成の子と思われる牧野田三郎保成は、今橋ではなく豊川の寺で宗牧を接待している。³²つまりこのころには牧野氏は今橋城を失っていたらしいが、その変遷の経緯を記す同時代史料は見当たらない。ただ比較的成立の早い（寛永期とされる）編纂物である「当代記」には、牧野信成が戸田氏から「吉田城」（今橋城）を奪還して数年在城したものの、享祿二年（一五二九）五月二十八日に岡崎城主の松平清康と交戦して戦死し、このとき清康に寝返った牧野成敏が「吉田城」主となった。しかし天文六年（一五三七）、田原戸田氏の調略により、成敏家臣の戸田新二郎と宗兵衛が田原に寝返ったため、成敏は「吉田城」を退去し、「吉田城」には戸田金七郎が入城したと記す。

この記述は同時代史料による裏付けを欠くが、天文五年三月頃、田原戸田氏は相模後北条氏と山伏などの連絡手段を用いて交流しており、³³贈答品の交換のあったことも認められる。³⁴同六年二月に後北条氏が今川領国の駿河河東地域に侵攻する「河東一乱」が勃発していることから、後北条氏に与同し、これと歩調を合わせた戸田氏による今橋城奪取とみることもできるし、³⁵信成と成敏の史料上の表出と消失との整合性も取れるものとなっている。

(四) 天文十五年の駿河今川氏による三河侵攻と今橋城攻撃

「はじめに」で触れたように、今川義元は天文十五年に三河制圧に乗り出した。侵攻前に義元は三河国衆に調略の手を伸ばし、これに応じた牧野保成は、義元の重臣に働きかけて、味方になるので相応の権益を与えてほしいと申し出た。取り分け今橋は名字の地であるから、今橋が敵方になれば城とともに保成に下されたいと要求したがこれは叶わず、豊川から西の所領は保成に与える旨の約束がされた³⁶。結果、今橋は敵方となり、今川氏重臣太原崇孚が事前に想定したように、今橋城には戸田弾正少弼宗光と同橋七郎宣成が入城したようだ³⁷。今川氏は天文十五年十月三十日以前に今橋城攻撃に着手した³⁸が、本格的戦闘は翌月になってからだったらしい。このとき今川氏の一員として参戦した遠江国周智郡犬居（浜松市天竜区）の国衆天野景泰に対して、義元は以下の感状を遣わしている。

【史料2】今川義元感状（切紙）³⁹

今度三州今橋之城小口取寄之時、（龍祐寺）可相移之由成下知候之処、不及異儀、（殿）前馳合堅固相踏之旨、忠功之至感悦也、今月十日辰刻、同城外構乗崩之刻、不暁三宿城江乗入、自身（臣）粉骨、殊同名親類被官以下蒙疵、頸七討捕之条、各別紙遣感状也、誠以度々軍功神妙之至也、弥可抽忠勲之状如件、

（天文十五年）
十一月廿五日

（今川）
義元（花押）

天野安芸守殿
（原泰）

(五) 天野景泰宛今川義元感状の解釈

この感状の存在は戦前から知られており、柴田顕正氏はこの感状を引用しながら「この天文十五年の末に、吉田城（引用者注今橋城）が完全に今川氏の手に入る」として⁴⁰いた。これをさらに踏み込んだ解釈をしたのが大口喜六氏で、

「今川氏は十一月十五日の黎明に乗じて、吉田城（引用者注今橋城）の外構乗り崩しに取りか、つたものと考えられる。而も其日のうちに城は遂に陥落するに至つたのである。」⁽⁴¹⁾とした。戦後の自治体史である『田原町史』⁽⁴²⁾『豊橋市史』⁽⁴³⁾、及び『渥美町史』もこれを踏襲したので、天文十五年十一月十五日、今橋城は落城したとの通説が形成された。

この通説に対して山田邦明氏は最近、今橋城が接収された時期は特定できないとし、翌十六年六月に牛頭天王社（現在の吉田神社）の神輿が造立され、その棟札に「源義元」の名が見え、崇孚の署名・花押もあることから、このころには今橋城は今川氏の押さえるところとなつたとした。⁽⁴⁴⁾のち落城の時期を早めて天文十六年正月以前とした。⁽⁴⁵⁾平野明夫氏も山田説を支持した上で、【史料2】につき「ここで城を外側まで乗り崩し、さらには宿城に乗り入つたという表現を、本丸まで乗り込んだと解釈してきた。しかし、宿城というのは城下という意味合いである（大塚勲『戦国大名今川氏四代』羽衣出版、二〇一〇年）ので、この時には本丸まで攻め入っていないことになり、いつ落としたかはつきりわからないことになる。」と解釈した。⁽⁴⁶⁾

この山田・平野説に再反論したのが、本多隆成氏である。⁽⁴⁷⁾本多氏は、平野説が文中の「不暁」と「宿城」の解釈を誤っているから成立しないとした。まず「不暁」については「辰刻」（午前八時）に外構えを破つて場内に突入したにもかかわらず、その後の「宿城」の攻撃が夜明け前などということはありませんし、【史料2】の天野文書の原本を確認した上で、文中の「不暁」は「不撓不屈」の「不撓」のつもりで「不暁」と書いたものとみなされるとし、
②「宿城」については、『広辞苑』『日本国語大辞典』の定義を引用して宿城とは「明らかに、城下を指すのではなく、城下を設けた城そのものを指している。この時代はまだ天守閣はなかったため、まさに本丸御殿を指しているとみなければならない。」とし、「今橋城は同日か、遅くともその翌日までは攻略されたとみなければならぬ。」とした。
そして「常光寺年代記」の「今橋城霜月廿四日落、従其時吉田ト云、」【史料1】との記述については、③今橋城攻

めの総大将である雪斎（太原崇孚の齋号、以下法諱を採り「崇孚」と表記する。）が同月二十三日には駿府で歌会を催していることに触れ、総大将が攻城戦の真つ最中に戦線を離脱したとは考えにくいので、やはり今橋城の落城を見届けてから駿府へ帰ったとみるべきであるとし、この崇孚の駿府滞在のことも今橋城の十五、六日の落城を間接的に裏付けるものとして、今橋城が天文十五年十一月二十四日に落城したとする「常光寺年代記」の記述を退けた。

筆者は①の「不暁」を「不撓」とする解釈には本多氏に賛意を表するが、②の「宿城」の定義については疑義を呈する。さらに③崇孚が二十三日に駿河に滞在していたこと及び今橋城攻めの総大将とみるについても異論を唱えたい。

（六）「宿城」とは何か

「宿城」を「城下を設けた城そのもの」↓「本丸御殿を指す」、とする本多説に対して、土屋比都司氏は、まず鳥羽正雄氏『日本城郭辞典』に「平城の場合、武士や工商などの居宅を含んだ外郭。」と定義されていることを掲げ、次に戦国期の史料上の用例を掲出している。すなわち①甲斐武田氏の古記録史料『高白斎記』に記される信濃国内山城、平原城、野沢城、桜井山城及び小岩竹城及びの用例、②関東足利公方家の古文書史料として古河本城の用例、③相模後北条氏の古文書史料として、足利宿城と沼田城の用例、そして④駿河今川氏の古文書史料として、市場城と富士屋敷（大宮城）宿城の用例を紹介し、そして最近の研究として竹井英文『東日本の統合と織豊政権』（吉川弘文館、二〇二〇年）八三頁、平山優『戦国大名と国衆』（角川書店、二〇一八年）一七二頁、その他宿城合戦についての石橋一展氏の論稿「足利持氏没後の騒乱と鎌倉公方足利成氏の成立」（黒田基樹編著『足利成氏とその時代』戎光祥出版、二〇一八年、一九頁所収）、宿城形成過程について市村高男『戦国期東国の都市と権力』（思文閣出版、一九九四年）



今橋城の戦国時代の家臣団屋敷地
(豊橋市役所東庁舎地点)

四〇七頁を提示し、総じて宿城とは先述の『日本城郭辞典』の定義のとおりでよいとしている。⁽⁴⁸⁾ また土屋氏は触れていないが、宿城に関する研究はこのほかにも西ヶ谷恭弘氏の論考⁽⁴⁹⁾がある。西ヶ谷氏は、後北条氏の古文書史料に表れる鉢形城宿城、山河城宿城及び沼田宿城の用例なども掲げ、「城下にみる集落は関東では宿というが、宿とは本来、宿駅にみられる主要往還道の駅名を冠した地名」であったが、戦国期に入ると「宿という家子・郎等が住まいする城下集落がこれら中世城館の隣接地に形成される」ようになり、「戦国大名権力はやがて出陣時の裏切りを防止するため、宿に集住する寄子たちへ妻子の来住を求め、土豪たち寄子家族を堀と土塁で囲む宿城、外曲輪をつくる。」と宿城の形成過程を明らかにしている。つまり宿城とは城郭設備に隣接する、城主家臣の家族や工人・商人らが居住する区域を囲む外曲輪であるというのが正しい理解である。

今橋城の場合、東海道の有力な駅宿として発展した今橋宿を取り込むかたちで外曲輪が形成されたことは容易に想定できる。さらにこの想定は、既に一四八〇年から一五三〇年代に今橋城が近世の二の丸と三の丸の位置に及ぶ広地域の一部に、深さ五メートルにも及ぶ堀で囲まれていたという発掘結果とも合致する。⁽⁵⁰⁾

先述の永正三年の伊勢宗瑞の書状から明らかなように、今橋城は本城近くが堀崖に囲まれており、そこまで攻められた状態になってもまだ「端城」が機能していたのだから、今橋城は本城と端城が豊川沿いに並列する連郭式の城郭

で、それに隣接して、武士や商人の居住空間である今橋宿を取り込むようなかたちで外曲輪があったことも分かる。⁵¹ そうすると【史料2】は、今橋城の南に位置する龍拈寺を本陣として出陣した天野景泰の軍勢が、城の虎口から侵入して外曲輪を囲む堀と土塁の要害を乗り越えて、さらにひるむことなく外曲輪内の家臣団屋敷や商人の住居地域にまで侵入したことを意味している。しかし土屋氏が古河本城に係る宿城の事例、西ヶ谷氏が沼田宿城の事例で言及しているように、宿城に乗り込まれても攻城方を撃退して本城を維持した例が見受けられる。

以上を総じれば、「宿城」に乗り込まれたことをして、直ちに今橋城自体が陥落することにはならないと考えられる。

(七) 崇孚は駿河に滞在していたか

本多氏が、天文十五年十一月二十三日に崇孚が駿河で歌会を開催したとする典拠史料とは、『静岡県史資料編7 中世三』⁵²である。

【史料3】為和集 五

冬天象 廿三日於雪齋当座、彼寮^庭○前の垣の向ニ竹あり、竹こしに富士見え侍り、

日路つゝ、く雲も雪けになよ竹の葉末にさゆるふしのねおろし

なるほどそこには詞書として「廿三日於雪齋当座、彼寮^庭○前の垣の向ニ竹あり、竹こしに富士見え侍り、」と記されている。先述のように雪齋とは崇孚の齋号で、彼が居住した部屋にちなむものである。⁵³ この「雪齋」と号する崇孚の部屋が駿府にあったことは想像に難くない。そして「彼寮」との詞書の記述と併せ考えれば、おそらく駿河の臨濟寺内に崇孚が居所とした「雪齋」と号する寮舎があったとみられる。そして「当座」とは一般的には「居合わせてい

るその座。その席。また、その場にいる人々。その席上の人々。」を意味するので、崇孚もその場に居合わせたとの解釈も可能である。しかし和歌の世界での「当座」とは、歌会・句会などで、「その場で出す和歌・俳句などの題。兼日（けんじつ）」に対し、席上で即座に題を与えられて詠む和歌や俳句。またはその会⁵⁴を意味する。【史料3】でも「冬天象」という題名の下にこの詞書が記されていることからしても、後者の意味と解すべきである。そうするとこの詞書では十一月二十三日に、駿河臨濟寺の「雪斎」という寮舎において「冬天象」というお題で歌会が開催されたことを意味するに留まり、その歌会を崇孚が開催したことまでは読み取れないのではないだろうか。

なお仮に【史料3】についての本多氏の解釈が正しいとしても、崇孚が今橋城攻めの総大将であったかについても疑義がある。次節で考察する。

（八）崇孚は今橋城攻めの総大将か

今川義元の「執権」とも「黒衣の宰相」とも呼ばれる崇孚の地位と権限については、平野明夫氏⁵⁵及び所理喜夫氏⁵⁶の先行研究があり、最近では遠藤英弥氏の研究⁵⁷がある。そしてそれぞれの論者によって、崇孚の地位と権限についての評価には温度差が生じている。しかし崇孚が軍事組織の最上位者という地位に連動して、より広い範囲、三河一国における責任者・統轄者で、かつ軍事指揮権を持つ存在であったことに異論はないようである。そうであれば「今橋城攻めの総大将である」とする本多氏の理解も正しいもののように思える。しかし本多氏は触れていないが、次の史料がある。

【史料4】太原崇孚書状⁵⁸

其後者久不申通候、仍今度於田原御動無比類候、御感状相調進候、又去年吉田城御粉骨之儀、是又愚僧存知分申

調進候、此間者就御社參、諸公事無披露候之間、御使留申候、只今返申候、三河陣番御辛勞由申事候、今少之儀
ニ候、御奉公肝要候、尚重可申候、恐々謹言、

将又孕石藤六方之儀承披露申候、御感状被遣候、

(天文十六年)
十一月十四日

雪齋

崇孚(花押)

(太原)

天野安芸守殿

御宿所

傍線部分にあるように、崇孚は昨年天文十五年時の吉田城(今橋城)における景泰の(合戦での)尽力について、これもまた崇孚が見知っている部分についての感状を調進した、とある。仮に崇孚が今橋城攻めの総大将としてその落城まで景泰の奮戦を見届けていたのであれば、このような表現にはならないのではないだろうか。

思うに、天文十五年からの義元の三河侵攻の目的は「西三河猶一篇」⁵⁹、すなわち東三河のみならず、西三河を含めた三河全地域の平定にあり、それは史料からも明らかである。従って当面の攻撃目標は、東海道沿いに存在する今橋城のみならず、東海道を西進した先にある長沢城そしてそれぞれの城を囲む支城群であり、その向こうには岡崎城の攻略をも見据えていたはずである。

三河侵攻に係る軍事組織の最上位者である崇孚は、これら三河国内の全戦線を俯瞰して督戦する必要があつたはずで、今橋落城を見届けることに拘泥したとは思われない。また崇孚一人が三河の国の事に関与していたわけではなく、同じ地位にある者として朝比奈親徳も居たことが、既に遠藤氏により指摘されている⁶⁰。そうであれば、崇孚が義元の求めに応じて一時親徳に戦線を任せ、駿府に帰還することもありえたと考えられる。従って仮に本多氏が主張するよ

うに十一月二十三日に崇孚が駿府で歌会を催しているとしても、直ちにこれ以前に今橋城が落城していたと考えるのは妥当ではない。つまり本多氏の主張を根拠として、今橋城落城の日時を天文十五年十一月二十四日とする、「常光寺年代記」の記述を否定することはできない。さらにいえば【史料4】は、今橋城を落城翌年の天文十六年には吉田城と呼んでいることを示しており、「常光寺年代記」が今橋落城のときから吉田と呼んだとする記述【史料1】を裏付けていることと併せ考えれば、今橋城落城の時期に係る「常光寺年代記」の記事は信用できると思う。次章では、田原城落城の時期について、今川氏の田原城攻撃開始の時期も含めて、田原城の創設及びその城郭構造にまで言及して考察する。

三 田原城落城の時期について

(一) 田原城の築城の経緯

先述のとおり、「常光寺年代記」では戸田宗光（全久）の渥美郡入部は文明四年のこととされる。文明十七年（一四八五）七月、伊勢内宮一祢宜の荒木田氏経が、「田原・彈正忠（傍点引用者）」こと戸田宗光宛に三河国杉山御厨の上分納入の礼物を贈っていることが知れ、同時代史料で戸田氏が田原を本拠としたことが確認できるのはこれ以前のことと考えられている。⁽⁶²⁾ 田原に城郭が創設されたのは、明応年間（一四九二～一五〇〇）で、戸田宗光が築いたとされる。⁽⁶³⁾ これが事実であれば、今橋城と同様に、駿河今川氏の遠江侵攻に備えてのものであろう。

戦国期の田原城の城郭構造がどのようなものであったのかについてはよくわからない。ただ田原城は、天文十六年に今川氏、永祿七年（一五六四）に岡崎松平勢から攻撃を受けており、前者のときの合戦に係る感状等から、あるて

いどの城郭設備のようすがわかる。

まず、田原城には「本宿」という区域が存在していた。⁶⁴ 先述のように「宿」とは家子・郎等が住まいする城下集落であり、「本宿」とは新たに設置された新宿に対するもの宿をさす。このことから、田原城も今橋城と同様に、城郭に隣接して形成された城下集落があり、その地域が手狭になったために、その外側に新しい宿が設けられたことが分かる。次にこの宿には出入口である「門」が設置され、その門際及び「大原構」という場所で戦闘が行われていることから、城下集落には単に出入り口に留まらない防御設備としての門と城下集落を土塁と堀で囲んだ「構」という防御区画があったことも分かる。おそらく今橋城と同様な外曲輪が構成されていたのであろう。そしてこれは田原城に特徴的に行きながらであるが「舟蔵」⁶⁵、つまり軍船を入れ置く倉庫が設置されていたことも分かる。現在の田原城跡は江戸期の干拓により内陸部に位置しているが、戦国期には入江などを通じて三河湾に面していて、船の出入りが可能な水城であったと考えられる。⁶⁷

(二) 駿河今川氏による田原城攻撃の開始

駿河今川氏による田原城攻撃開始の時期について、「常光寺年代記」【史料1】は、天文十六年の項に「閏七月三日二駿河勢田原へトリヨル、同五日・六日二上郡盡ク放火スル、其時当寺ハ飯尾豊前守カ、エ有、」と記す。これについて山内藤雄氏は「年月日に誤りがある」、「正しくは九月五、六日」とし、本多氏も次に掲出する八月二十六日付崇孚書状写に「是も田原一途間可被仰付候、近日可被出馬候、」とあるから「今川氏の出兵は八月末頃」とする。

【史料5】 太原崇孚書状写⁶⁸

広瀬源兵衛口上之儀、何も承届候、委細御返事申入候、世谷口重御普請御太儀察存候、御取手之儀御太儀候共、

其口ニ御人数百充被置、長沢二十五計、兩所百五十之分、四番ニ被定候て、可為六百之御人数候、是も田原一途間可被仰付候、近日可被出馬候、如何様当年中可有一行候可御心残(マ)候、委細重可申入候、恐々謹言、

(尚書省略)

八月廿六日

雪齋

崇字(室)
判

牧野田三郎殿參御報(保成)

しかし当該文書に係る筆者の解釈はこれとは異なる。まず、文中の「世谷」の具体的な比定地については、奥田敏春氏の先行研究(69)がある。奥田氏は「世谷」の比定地として、①田原地区(田原市)説、②関屋(豊川市長沢町関屋)説、③牛久保(豊川市四ツ谷町)説を掲げ、当該文書で軍兵を置くように指示されているもう一つの「長沢」(豊川市長沢町)の地と、東海道で結ばれる距離が十キロメートルであるから、大規模な動員体制を敷くのに無理のない距離であることを理由として、③説を支持している。奥田氏は、八月二十九日付太原崇孚書状写の年代を天文十六年に比定した上で、その内容から、この当時牧野保成が西郡の鶴殿氏と連携して兵糧の確保を任務としていたのであるから、田原城の付城で攻撃準備をしていたはずがないとして①説を排斥する。しかし当該書状写の年代は天文十六年ではなく、天文十五年に比定されることは、当該書状写を資料集に掲載した折には年代を天文十六年に比定した、ほかならぬ『愛知県史』がその通史編で改めていること(71)からである。したがって奥田氏の立論は、その前提が崩れるので採用できない。

そしてこれは奥田氏も指摘している史料であるが、奥郡(渥美郡の別名)田原郷の龍門寺の寺領等を安堵した天文二十二年十月二十一日付今川義元判物に「世谷郷」の名が見えている(72)。龍門寺は現在田原市田原町に位置する曹洞宗

寺院で、このとき同時に安堵された浦郷・野田郷のいずれもが渥美郡内に属することから、世谷郷も渥美郡内にあったとするのが自然である。そして現在田原市田原町には清谷（せいや）という地名が江戸期から現在まで残り、「世谷」との関連性も指摘されている。⁽²³⁾ 奥田氏も、清谷の地が田原城攻撃のために付城としての砦を構築するには適当な位置であることは認めている。

要するに天文十六年八月二十六日以前に、牧野保成は渥美郡世谷郷で、田原城攻めのための砦（取手）を構築していたとみられるのである。続く文面において崇孚は、保成に対して「其口（世谷）」には百人、「長沢」には五十人、都合百五十人の軍兵を、四交代制の輪番としてのべ六百人の兵を配置して、田原城を平定する間は仰せ付け、保成も出馬してください、と依頼しているものと解釈する。⁽²⁴⁾

本多氏は「近日可被出馬候、」の主語を「今川氏」すなわち今川義元又は崇孚を含めた今川勢と取るものようだが、まず義元自身が出陣するのならば、家臣である崇孚は「御馬を出され」「御出馬」と表記するはずであるがそうならない。次に義元を含まない崇孚ら今川勢による田原城攻めの出陣ならば、「近日可被出馬候、」との敬語表現は不自然である。この書状が、保成から崇孚に宛ててした照会の返信であるらしいことも併せ考えれば、やはり「出馬」の主語は保成であり、保成から意見を求められた崇孚が、世谷砦の構築に留まらず、世谷・長沢各砦へ番兵を派遣し、保成自身も田原城攻めに出陣されるのがよろしかろう、と指南しているとみるべきである。

すなわち当該書状の解釈から、直ちに今川氏による田原城攻め開始が、当該書状の日付である八月二十五日以降であると断定できないし、世谷砦の比定地が田原町清谷であるとすれば、すでにこれ以前に今川氏は田原城の西方の「口」、つまり街道沿いの出入り口の位置に、軍勢の往来を差し止める砦を構築していることになる。したがって当該書状は、逆に今川氏による田原城攻めが、八月二十五日よりかなり以前に開始されていたことを示していることにな



愛知県田原市堀切常光寺位置関係図

る。

常光寺の位置する田原市堀切町は、渥美半島の先端伊良湖岬に近いところに位置している。「常光寺年代記」に記される今川勢の動きが事実であるとすると、今川勢はまず備えの固い田原城へ向かう三河湾に沿った内海の田原街道を避け、太平洋側に沿う現在の表浜街道を西進して、上郡（おそらく渥美半島の田原より西の伊良湖岬までの部分を指す）内を放火し田原城兵の兵糧の調達を断つとともに、田原戸田氏が勢力を扶植している知多郡河和郷（知多郡美浜町）との海路の連絡を監視・遮断するためにされた軍事行動であると、合理的に理解できるのである。

（三）田原城落城の時期についての通説と再検討

田原城落城の時期については、柴田顕正氏が「天文十六年九月五日、遂に田原城を攻め抜く。」とし、以降大口喜六氏、『田原町史』上巻、『豊橋市史』第一巻、『渥美町史』もこれを踏襲したので通説となっていた。⁽⁷⁶⁾

これに対してまず大塚勲氏が、「常光寺年代記」【史料1】に、「十七戊申 八月廿八日田原ノ城渡、戸田一紋悉落人、」とあるのを採用し、このことは天文十七年（一五四八）十二月二十日付の大村弥三郎宛今川義元感状写に「然去年未田原取出城、至于当年二ヶ年詰陣、」との記述に符合するとした。⁽⁸¹⁾

続いて山田邦明氏が、永祿三年（一五六〇）十二月二日付の松井宗恒宛今川氏真判物写に、「一、參州入国以来、於田原城際、味方雖令敗軍相支、敵城内江押籠、随分之者四人討捕之事、」とあるのを、天文十六年九月五日の戦いのこととし、この日は戸田氏滅亡の日ではなく、戸田が今川氏を撃退した日であるとした。そして永祿五年（一五六二）六月十七日付長興寺宛今川氏真判物写に「戸田孫四郎令渡海之刻、」とあるのに着目し、これはまさに田原城が開城したときのことを指すのではないかとし、開城の時期は不明ながら、その下限は天文二十年（一五五一）七月四日付の匂坂長能宛今川義元判物写に「三州吉田以来田原本意之上迄、」とあることから、これ以前のこととした。⁸⁴その後さらに踏み込んで、天文十八年（一五四九）冬の安城城攻略時点で戸田宗光の嫡男堯光は田原を逃亡し、今川氏は三河の大半を抑えることに成功したとする。⁸⁵大石泰史氏も、天文十八年七月頃の今川氏が田原周辺に禁制や寺領安堵をし、かつ田原領内の土地宛行いや寺領目録の作成を行っていることから、この頃には今川氏が田原を制圧していたのではないかとする。⁸⁶

最近では丸島和洋氏が、典拠を提示していないものの、今川氏が田原城を天文十八年初頭に落城させたとしている。⁸⁷

（四）本多説の内容とその検討

本多氏は、前節の諸説のうち、もっぱら大塚説に対して批判を加え、天文十七年十二月二十日付の大村弥三郎宛今川義元感状写についての内容を正確に判断するためには、その後の文章まで含めて考えなくてはならないとした。

【史料6】今川義元感状写

去々年參河今橋外構乗取之刻、於城際領一討捕伊藤、蒙鑓疵鑓三本突折、高名所無比類也、殊最前弥右衛門同時寄陣於了念寺之条、誠軍功之至也、然去年末田原取出城、至于当年二ヶ年詰陣、昼夜用心敵城不慮之働、是又粉

骨之至感悦也、弥可忠節之状如件、

天文十七

十二月廿日

義^(今川)元

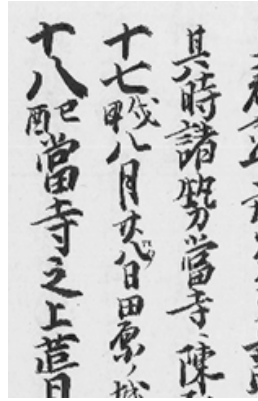
大村弥三郎殿^(細次)

本多氏は、今川氏が田原城の近くに築いた砦の一つに弥三郎が入り、(天文十六年から)当年まであしかけ二年にわたり昼夜の用心を怠らず、時には敵城へ不慮に攻撃をかけるなど、これまた粉骨の至りであるとしているとし、この感状が出された天文十七年十二月になっても、いまだ田原城は落とされていなかったことがわかるとする。

しかし当該書状写の前半部分で言及されている、今橋城の戦闘が「去々年」すなわち天文十五年の過去の終息したできごとであるように、去年(天文十六丁未)から当年に至るまで田原城を囲む砦に入って陣番をし、敵と戦闘したという、すでに過ぎ去り終息したできごとを記述しているようにも読める。

現在進行形の在陣を賞する義元の感状は複数散見されるが、いずれも「今度陣中人數、長々在陣粉骨無比類候」⁽⁸⁸⁾とか「其地在陣昼夜辛勞無是非候」⁽⁸⁹⁾とか「其表長々在陣苦勞察入候」⁽⁹⁰⁾とか「殊長陣勞功無是非候」⁽⁹¹⁾など、滞陣の苦勞を誇る言葉が必ず添えられている。さらにいずれの感状も、詳細は義元が使者を派遣して言上することになっている。しかし当該感状写にはそのような文言は記されておらず、他の例からは外れているのである。つまりこの書状写の内容のみでは、天文十七年十二月当時、いまだ田原城が落城しておらず、大村がその付城に滞陣していたことまでは読み取れないと考える。

以上を総じれば、今橋城の落城の年月日、今川氏による田原城攻撃開始の時期及び田原城の落城の年月日のいずれについても、本多氏が提示した古文書の内容とその解釈による文意のみでは、「常光寺年代記」に記す年月日を否定



常光寺王代記並年代記の
該当箇所拡大写真

することはできない。ほかに一次史料が存在しない以上、筆者は同時史料である「常光寺年代記」の記す天文十七年八月二十八日に田原城が落城したと考えておきたい（ただし【史料1】にあるように「八」字の横に「ロク」と記すので二十六日も取れる。）。

おわりに

本稿では、かつて田原市堀切町の曹洞宗寺院常光寺に所蔵されていた「常光寺王代記並年代記」について、その原本の消失及び大倉精神文化研究所に副本が作成・所蔵されるようになった経緯について確認し、これとは別に戦前に作成された写本を底本として、戦後にガリ版刷りの翻刻本が刊行されたこと、そして先学の研究成果及び副本・翻刻本双方の対校などから、大倉精神文化研究所の副本のほうがより原本を忠実に書写した善本であり、これを底本とすべきとした。そして今橋城及び田原城の落城の年月日の記事を含む天文十年から天正十年までの部分を翻刻して掲出し、その部分の記録者と記録時期の推定をした。次に今橋城及び田原城の落城の時期（田原城は攻撃開始の時期の考察も含む）についてのそれまでの通説と、それに対する大塚氏や山田氏の批判、さらなる本多氏の再批判の内容について、その経緯と内容を概説した。そして通説や本多氏が引用する一次史料の言語の用例及び内容の解釈について再検討をした。その結果、通説及び本多氏が根拠とする一次史料の解釈はなお幅を持つもので、言語や分脈の解釈のし

かたや関連する他の一次史料をも検討することにより、常光年代記の記す今橋城落城の年月日、田原城の落城の年月日（田原城は攻撃開始の時期の考察も含む）はなお一次史料と整合性のある解釈が可能であることを確認し、落城時期等の分かる一次史料がほかに存在しない以上、同時代史料である「常光寺年代記」の記述にまず従うべきであるとされた。

先述のように「常光寺年代記」には、その所在地である三河国渥美郡地域以外にも、本寺である普濟寺の位置する遠江国に留まらず、その隣国の駿河国及び中央政界である京都の情勢についても記載されており、中には「常光寺年代記」にしかみえないものもあるため、同時代史料として貴重なものである。たとえば森田香司氏が『磐田市史』通史編上巻で適示した嘉吉期の遠江国での戦乱の記事や、小和田哲男氏や黒田基樹氏が再評価した、天文期の駿河国での花藏殿の乱における玄広惠探の自害の日時などが挙げられる。

本稿をなすに当たり、豊橋市文化財センターから今橋城の戦国期の家臣団屋敷地写真の掲載許可を頂いた。また常光寺年代記の記録者の一人である樹王是秀和尚頂相の画像掲載の許可を、田原市常光寺山下昌祐住職から頂いた。末筆ながら深甚なる感謝を申し上げる。

注

- (1) 伊奈森太郎編『三州堀切霊松山常光寺年代記』常光寺、一九六一年。
- (2) 『古文書古記録影写副本解題 序』大倉精神文化研究所、一九四三年。
- (3) 「常光寺王代記並年代記」の副本（『古文書古記録影写副本／影写本』⁹²）は、昭和四年八月から十月にかけて作成され、

昭和八年九月に校正が完了したと、大倉精神文化研究所の記録にある（『副本作製部成績報告書昭和四年四月—同九年十二月』（『研究所沿革史資料』3470）、「自治日記（昭和八年度）」（『研究所沿革史資料』2625）。なお同研究所には「常光寺記録及文書」二冊（『古文書古記録影写副本／影写本』N103.1.2）が存在する。その内容は一卷がほぼ常光寺の本寺である普濟寺所蔵の古文書の写しで、その二巻には、常光寺王代記並年代記の記事のうち、年代記の仏法来朝と寺社に係ることがらを抜き書きした抄録も収められている。

- (4) 例えば静岡県地域史研究会事務局長の森田香司氏は、山家浩樹氏の紹介で大倉精神文化研究所所蔵の「常光寺王代記並年代記」の副本を調査し、「史料紹介「常光寺年代記」の例会報告を二〇〇三年四月にしている（『静岡県地域史研究会報』第一三三号、静岡県地域史研究会、二〇〇三年）。

- (5) 片桐昭彦「災害記録としての『常光寺王代記并年代記』」『災害・復興と資料』一二号、新潟大学災害・復興科学研究所社会安全システム研究部門、二〇二〇年。

- (6) 川口高風編『愛知県曹洞宗歴史集覧』株式会社プレコム、一九九五年、二〇五頁。

- (7) 豊橋市史編集委員会編『豊橋市史 第一巻』豊橋市、一九七三年、三六八頁。

- (8) 愛知大学総合郷土研究所編『三州渥美郡馬見塚村渡辺家文書』愛知大学総合郷土研究所、一九七七年、四頁。

- (9) 「三河の戸田氏と牧野氏」『古城』五五号、東海古城研究会、二〇一〇年。

- (10) 山田邦明氏は、『戦国時代の東三河 牧野氏と戸田氏』あるむ、二〇一二年、二二頁では、今川氏が統括した築城を認めているが、のち「古文書が語る吉田城」『三河吉田城—今川・松平が奪い合った水城』戎光祥出版、二〇一八年、一一二頁で、この説を撤回した。

- (11) 「一色清範・益田宗兼・仁木高行連署申状案」東京大学史料編纂所編『大日本古文書 家わけ第二十二（益田家文書之一）』二〇〇〇年、八九五。

- (12) 「永正七年在京衆交名」前掲注10『大日本古文書 家わけ第二十二』二六三。

- (13) 「蔭涼軒日録」寛正三年九月十七日条。
- (14) 「康正二年造内裏段銭并国役引付」『新校群書類従』卷五百一（内外書籍株式会社編『新校群書類従』内外書籍株式会社、一九三二年）。
- (15) 『増補 続史料史料大成第21巻 蔭涼軒日録二』臨川書店、一九八三年、長祿四年八月十九日、九月二日、閏九月一日条、佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集二 室町幕府法』岩波書店、一九五七年、九二頁、『蔭涼軒日録』長祿四年八月十七日、同年九月二日、同年九月二十九日、同年閏九月一日条。
- (16) 堺正司「三河国守護一色氏についての一考察」、『一色氏発祥之地建碑記念誌』一色地方史同致会、一九八四年、河村昭一「南北朝・室町期の一色氏の権力構造」戎光祥出版、二〇一六年、三九頁、六八頁。
- (17) 愛知県史編さん委員会編『愛知県史資料編10 中世3』愛知県、二〇〇九年、二二六九。（以下、愛知県史資料編に掲載されている資料は「愛10」と表記する。
- (18) 愛10—一二〇。
- (19) 「參州東觀音寺由緒書」東大史料編纂所、請求番号二〇一五—一三。なお吉祥院について、大口喜六氏は廃寺になったと記すが（大口喜六『国史上より観たる豊橋地方』豊橋史談刊行会、一九三七年、一六二頁）、誤りである。当院は永祿八年の吉田城主酒井忠次による城郭整備の関係で同郡飯村に転出させられたという（『三州小松原山東觀音寺 壬 古書之写』東觀音寺文書）。このことは永祿八年七月五日付戸田成次判物及び酒井忠次判物の内容からも裏付けられる（愛知県史編さん委員会編『愛知県史資料編11 織豊1』愛知県、二〇〇三年、四二八、四二九）。吉祥院はもと東觀音寺末寺であったが、天正二年に庚申山と山号を変えて高山正宗寺の法系に替わっている（豊橋百科事典編集委員会編『豊橋百科事典』豊橋市、二〇〇六年、一七四頁）。なお戦国期の史料とみられる豊橋市普門寺の「木牌墨書銘」に「吉祥院殿源義近」とあるのは、「義遠」の誤記か誤読とみられる（愛知県史編さん委員会編『愛知県史資料編14 中世・織豊』愛知県、二〇一四年、中世年次末詳史料補二三〇）。なお詳細については、拙稿「吉祥院の移転と吉田城の拡張及び改造—酒井忠次による整備—」『愛城研報告』

二四号、愛知中世城郭研究会、二〇二一年参照。

(20) 「丹後国御檀家帳」宮津市史編さん委員会編『宮津市史 史料編第一卷』宮津市、一九九六年、七三四頁に「しやうくわん寺（成願）

一宮殿様 是ハ三河国より御のほり候御屋かた（宮主）□、まへの御屋かた（宮主）□御子なく候て、三河へ御ゆつりに（御座候）□へ共、御内衆御志ゆんくわいにて、竹野郡しやうくわん寺と申御城に御座候」とある。

(21) 「守光公記」永正十年七月二十五日条。なお同条には「左馬頭」とあるが、同官途は室町將軍家の世子が將軍職に就任する際の初官途であり、足利一門といえども左馬頭の任官はあり得ないから、右馬頭の誤記と考えられる。

(22) 大石泰史編『今川氏年表』高志書院、二〇一七年、二四、二七頁。

(23) 愛10―六八八。なお比較的成立の早い（寛永期とされる）編纂物である「当代記」によると、憲光と古白が不和となり、両者が今川氏を頼ったとする。氏親は、古白が小身、憲光が大身なので、憲光に加勢することに決めた。しかし古白は今川氏親とは和歌の友で、永正二年の駿河の連歌会で初時雨の初句がされたときにも古白は参加したという。今橋落城の時期も時雨の季節で、古白は氏親に「あいにあいぬ去年も昨日の初時雨定めのみなきは人の世の中」との歌を進上したという。古白は過ちなくして罪を受けたのだから、今橋城とその知行地を憲光に与えるにしても、この和歌に免じて古白を助命したら末代までの物語となったであろうと人々は噂したと記す。このことは同時代史料からは裏付けられないが、古白と氏親の所縁については、江戸期の編纂物にも受け継がれ、遂には氏親の命で古白が今橋城を築城したと考えられるようになった。

(24) 愛10―六九二。

(25) 愛10―六九五。

(26) 愛10―六九八。

(27) 愛10―八八一、前掲注22『今川氏年表』四四頁。

(28) 愛10―八八〇。

(29) 愛10―八七八。

- (30) 愛10―一九一六、前掲注10『戦国時代の東三河 牧野氏と戸田氏』二八頁。
- (31) 愛10―一〇一八。
- (32) 愛10―一五三五。
- (33) 静岡県編『静岡県史資料編7 中世三』静岡県、一九九四年、(以下「静7」と記す。)一四三四、有光有學『人物双書 今川義元』吉川弘文館、二〇〇八年、一〇三頁。
- (34) 愛10―一二三七、小坂井町史編集委員会編『小坂井町史』小坂井町、二〇一〇年、二〇八頁(山田邦明氏執筆分)。
- (35) 丸島和洋『東日本の動乱と戦国大名の発展』吉川弘文館、二〇二二年、一二〇頁参照。
- (36) 愛10―一五七八、一五八〇。
- (37) 愛10―一六二九。
- (38) 愛10―一五八二。
- (39) 愛10―一五八四。
- (40) 柴田顕正編『岡崎市史別巻 徳川家康と其周囲 上巻』岡崎市、一九三四年、一六〇頁。
- (41) 前掲注19『国史上より観たる豊橋地方』二五七頁。
- (42) 田原町文化財保護審議会編『田原町史 上巻』田原町、一九七二年、五六四頁(岡目作司氏執筆分)。
- (43) 前掲注7『豊橋市史 第一巻』三九一頁。
- (44) 前掲注10『戦国時代の東三河 牧野氏と戸田氏』二四頁。
- (45) 山田邦明『戦国時代の三河の動乱』『西尾城シンポジウム3 戦国時代の西尾城―吉良氏をめぐる在地領主―』西尾市教育委員会、二〇一七年。
- (46) 平野明夫『今川義元と織田信秀』『静岡県地域史研究』九、静岡県地域史研究会、二〇一九年。
- (47) 本多隆成『今川義元の三河侵攻と吉良氏』『静岡県地域史研究』一〇号、静岡県地域史研究会、二〇二〇年。

- (48) 土屋比都司「宿城」ということ」『静岡県地域史研究会報』第三三五号、静岡県地域史研究会、二〇二一年。
- (49) 西ヶ谷恭弘「戦国期の城下集落形成過程の考察―東国の宿・宿城・根小屋を中心に―」『城郭史研究』三三三、日本城郭史学会、二〇一三年。
- (50) 岩原剛「考古学の観点からみた吉田城―その構造を中心に―」前掲注10『三河吉田城―今川・松平が奪い合った水城』九、一四頁。
- (51) 高田徹「吉田城の縄張り―その変遷を中心として―」前掲注10『三河吉田城―今川・松平が奪い合った水城』三九頁。
- (52) 静7―一八一九。なお、『静岡県史資料編7中世三』はこの史料「為和集」の底本は宮内庁書陵部所蔵としている。しかし現在宮内庁書陵部所蔵資料目録を検索しても該当する題名の史料は見当たらない。類本に「今川為和集(5巻)」（函架番号五〇一―七〇三）がある。その内容は国文学研究資料館の日本古典籍総合目録データベースで確認できるが（二三七から三八コマ）、若干詞書の表記が異なっている。「今川為和集」では「冬天象」の題名の下に「十一月廿三日、於雪齋当座、太守光臨」と記し、本文掲出と同じ和歌が記された左側に「右彼寮ニ富士見え待り、竹こしに見物」と記す。実は「今川為和集」と内容が同じで、筆者である冷泉為和自筆の「為和詠草」が京都の冷泉家時雨亭文庫に所蔵されている（冷泉時雨亭叢書第七十六巻為和・政為詠草集」朝日新聞社、二〇〇七年、解題一一頁）。そこには「十一月廿三日於雪齋当府、彼寮庭前の垣の向ニ竹あり、竹こしニ富士見え待り 冬天象」と記されている（同書三二八頁）。これが「於当府雪齋」（駿河府中の雪齋という寮舎に於いて）の書き誤りであるとすれば、本文のように「当座」の意味を論じる必要はなくなる。
- (53) 臨濟寺史研究会編『大龍山臨濟寺の歴史』臨濟寺、二〇〇〇年、二六頁。
- (54) 『日本国語大辞典第二版 第九巻』小学館、二〇〇一年、九五二頁。
- (55) 平野明夫「太原崇孚雪齋の地位と権限」今川氏研究会編『駿河の今川氏』第一〇集、静岡谷島屋、一九八七年。
- (56) 所理喜夫「戦国大名今川氏の領国支配機構―天文・弘治期における三河国の事例―」永原慶二編『大名領国を歩く』吉川弘文館、一九九三年。

- (57) 遠藤英弥「今川氏の三河領国化と太原崇孚」『駒澤大学大学院史学論集』三八、駒澤大学大学院日本史学学生研究室、二〇〇八年。
- (58) 愛10―一六三九。
- (59) 愛10―一五七八。
- (60) 愛10―一七六九の天文十九年十二月十五日付牧野保成宛太原崇孚書状写にも、山田源助に対し、義元が保成知行内から扶持を与える判物を出したことを承知しておらず、そのことは「朝丹」こと朝比奈親徳も「無疎意候、」つまり意見の相違がないことをわざわざ述べている。このことも三河の事について、崇孚とともに親徳も司っていたことを裏付けている。
- (61) 愛10―二八〇。
- (62) 前掲注10『戦国時代の東三河 牧野氏と戸田氏』一八頁。
- (63) 「田原近郷聞書」豊橋市史編集委員会編『豊橋市史 第五卷』豊橋市、一九七四年、一一一頁。
- (64) 愛10―一六三三、一六三四、一六三七。
- (65) 愛10―一六三三、一六三四、一六三六。
- (66) 愛10―一六三五。
- (67) 愛知県渥美郡編『渥美郡史』渥美郡役所、一九三三年、三一八頁は、田原城について「築城当時の田原城は田原湾にのぞみ海水は城壁を巴状に取巻いて潮流城郭の池濠に侵入し、要害の地点にあつたものと思はれる。巴江城の名は之れから起つたものである。」とする。なお田原城跡は平成五年に発掘調査が行われており、城の北側の「藤田曲輪」で戦国期の遺物と遺構が確認されている。『田原町埋蔵文化財調査報告書第7集 田原城跡(Ⅰ)―藤田曲輪の発掘調査―』田原町教育委員会、一九九五年。
- (68) 愛10―一六二八。
- (69) 奥田敏春「レポート 世谷口砦と牧野保成」『愛城研報告』一七号、愛知中世城郭研究会、二〇一三年。

- (70) 愛10―一六二九。
- (71) 愛知県史編さん委員会編『愛知県史通史編3 中世2・織豊』愛知県、二〇一八年、八四頁（平野明夫氏執筆分）。大石泰史『今川氏滅亡』角川書店、二〇一八年、一〇九頁、なお前掲注47本多論文も当該文書を天文十五年に比定している。
- (72) 愛10―一八八二。
- (73) 江戸期の記録に世谷郷と清谷の近接性を表す史料がある。田原町文化財保護審議会編『田原町史 中巻』田原町、一九七五年、五八九頁。古くは「神鳳鈔」にしろされる古代の伊勢神宮領「勢谷御園」につながる地名であろう。
- (74) 遠藤英弥氏も同様に解している。前掲注57「今川氏の三河領国化と太原崇孚」。
- (75) 前掲注40『岡崎市史別巻 徳川家康と其周囲 上巻』一七二頁。
- (76) 前掲注19『国史上より観たる豊橋地方』二六〇頁。
- (77) 前掲注42『田原町史 上巻』、五六六頁。
- (78) 前掲注7『豊橋市史 第一巻』三九四頁。
- (79) 渥美町町史編さん委員会編『渥美町史 歴史編』渥美町、一九九二年、一八二頁。
- (80) 愛10―一六七四。
- (81) 前掲注9「三河の戸田氏と牧野氏」。
- (82) 愛11―二一八。なおこの内容については拙稿「戸田孫四郎渡海とは何か」『静岡県地域史研究会報』第一九三号静岡県地域史研究会、二〇一四年参照。
- (83) 愛10―一七九一。
- (84) 前掲注10『戦国時代の東三河 牧野氏と戸田氏』四六、四九頁。
- (85) 前掲注45「戦国時代の三河の動乱」。
- (86) 前掲注22『今川氏年表』一二三頁。

- (87) 前掲注35『東日本の動乱と戦国大名の発展』一二二頁。
(88) 静7―一三八一。
(89) 静7―一四九七。
(90) 静7―二七七〇。
(91) 静7―二七七一。
(92) 磐田市史編さん委員会編『磐田市史通史編上巻 原始・古代・中世』磐田市、一九九三年。
(93) 小和田哲男『今川義元 自分の力量を以て国の法度を申付く』ミネルヴァ書房、二〇〇四年、一一五頁。
(94) 黒田基樹『今川のおんな家長寿桂尼』平凡社、二〇二一年、一七一頁。

